

計画の理念など

「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」

1 計画の視点

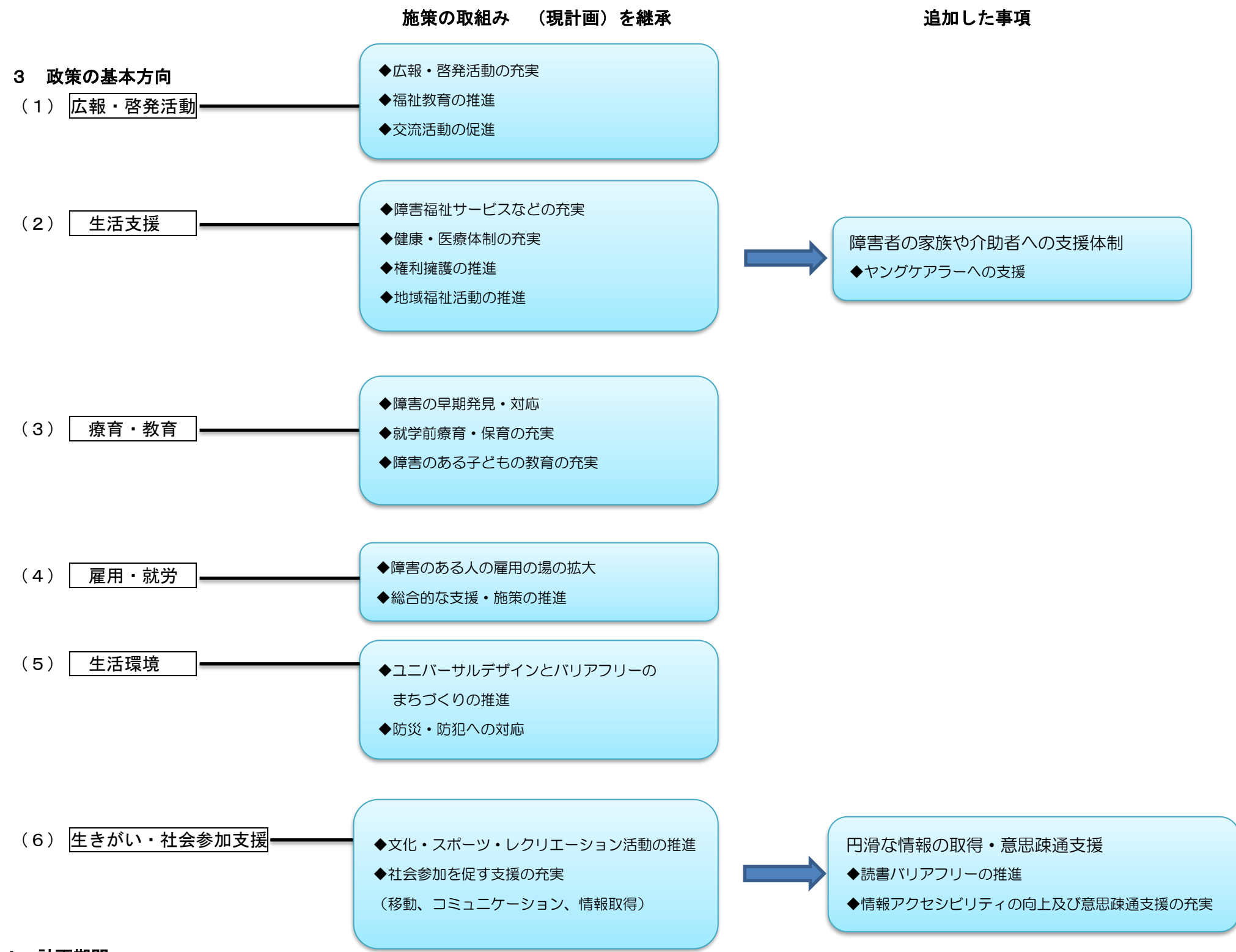
- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 障害のある人の能力への気づきと創造の促進
- (3) 社会のバリアフリー化の推進  
→「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」追加
- (4) 障害者特性などの配慮や利用者本位の総合的な支援の展開
- (5) 総合的かつ効果的な施策の推進
- (6) 市民参加と協働の推進
- (7) SDGs とのつながり

2 計画の基本目標

- (1) 共生社会の実現に向けた環境づくり
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 生活環境の整備充実
- (4) 障害者雇用の促進
- (5) スポーツ・文化・社会参加などの活動の推進

◆第4次障害者計画 見直しのポイント

- ◎情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の充実  
全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには  
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要
- ① 意思決定支援の推進
  - ② 精神障害者の地域での包括的支援、地域移行
  - ③ 共生社会に対応した教育の推進・教育環境の整備
  - ④ 地域生活拠点事業の整備  
(基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・GH・日中事業所など)
  - ⑤ 障害者差別解消法の取組み(継続)



4 計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第4次	障害者計画	(6年間)	
第7期	障害福祉計画	(3年間)			
		見直し	第8期	障害福祉計画	(3年間)